

ほげんだより

町から保健に関する情報をお知らせします。

予防接種を受けましょう。

予防接種を受け病気を予防し、重篤化させないためにも対象年齢内の早い時期に接種をしましょう。

予防接種には、定期予防接種と任意予防接種があります。定期予防接種は、予防接種法に定められている予防接種です。対象年齢・接種間隔・接種期間内での接種は、公費負担となります。また、健康被害が発生した場合も国の予防接種健康被害救済制度の対象となります。

予防接種を受ける前に、受ける予防接種の説明を読み、予防接種の効果・副反応を理解したうえで接種の判断をしてください。予防接種のことについてのお問い合わせは健康づくり推進室またはかかりつけ医にご確認ください。

また、接種の際は、母子健康手帳、予防接種予診票手帳をお持ちください。

！ご注意ください

【同じ種類のワクチンを接種】
四種混合、三種混合、ポリオ、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防接種は、接種する際定められた接種間隔があります。接種の際は、必ずご確認ください。

【異なった種類のワクチンを接種】
MR、麻しん、風しん、BCGワクチンを接種した場合は、接種した翌日から起算して、別の種類の予防接種を行う日までの間隔は、27日以上おおく。四種混合、三種混合、ポリオ、二種混合、日本脳炎ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを接種した場合、接種した翌日から起算して、別の種類の予防接種を行う日までの間隔は、6日以上おおく。

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンが定期予防接種になりました

予防接種の種類	接種対象者				
ヒブワクチン	生後2か月～5歳未満（5歳になる誕生日の前々日までの接種） 【接種開始時期・回数】接種開始年齢に応じて、接種回数が異なります				
	接種開始時期	生後2か月から7か月に至るまでの間にある方	生後7か月に至った日の翌日から12か月に至るまでの間にある方	1歳に至った日の翌日から5歳に至るまでの間にある方	
	回数	初回3回 追加1回	初回2回 追加1回	1回	
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～5歳未満（5歳になる誕生日の前々日までの接種） 【接種開始時期・回数】接種開始年齢に応じて、接種回数が異なります				
	接種開始時期	生後2か月から7か月に至るまでの間にある方	生後7か月に至った日の翌日から12か月に至るまでの間にある方	1歳に至った日の翌日から2歳に至るまでの間にある方	2歳に至った日の翌日から5歳に至るまでの間にある方
	回数	初回3回 追加1回	初回2回 追加1回	2回	1回
子宮頸がん予防ワクチン	平成9年4月2日～平成14年4月1日生まれ的女性（標準的な接種時期は中学1年生の間） （平成25年度に小学校6年生～高校1年生の年齢相当の方） 【接種間隔】1回目に接種したワクチンを3回接種。（6か月間で接種が終了） ＜サーバリックス＞1回目接種後から、1か月後、6か月後に接種 ＜ガータシル＞1回目接種から、2か月後、6か月後に接種 ※異なるワクチンを接種した場合は公費負担での接種対象外となります。				

接種曜日、時間帯については、事前に医療機関にお問い合わせください。

医療機関名	電話番号	四種混合	ポリオ	三種混合	BCG(要予約)	二種混合	MR	日本脳炎	小児用肺炎球菌	ヒブワクチン	子宮頸がん予防
いりえ小児科医院	Tel932-9600	○要予約	○	○	○要予約	○	○	○	○	○	○
うみ小児科医院	Tel410-8766	○要予約	○要予約	○要予約	○要予約	○要予約	○要予約	○要予約	○要予約	○要予約	○要予約
おかべ小児科クリニック	Tel933-7161	○	○	○	○要予約	○	○	○	○	○	○
岡部病院	Tel932-0025	○要予約	○要予約	○要予約	○要予約	○要予約	○要予約	○要予約	○要予約	○要予約	○要予約
おがわクリニック	Tel933-0758	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○要予約
神武医院	Tel932-0188	/	/	○	○要予約	○	○	○	○	○	○
中西内科クリニック	Tel934-0703	/	/	/	○要予約	/	/	/	/	/	○要予約
山崎産婦人科・小児科医院	Tel933-8000	○要予約	○	○	○要予約	○	○	○	○	○	○

町内実施医療機関 「○は実施」

祝日、接種医療機関の休診日の前日は接種できない場合がありますので、ご確認ください。
※町外接種医療機関や予防接種についてのお問い合わせは医療機関または健康づくり推進室にお問い合わせください。

平成25年4月1日から権限移譲により県で行っていた業務を宇美町が実施します

■低体重児の届出

赤ちゃんの出生体重が2500g未満の場合には低体重児の届出が必要です。該当する場合には届けをお住まいの市町村に提出してください。

■未熟児の訪問指導

身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんに対して宇美町の保健師が訪問します。対象者には健康づくり推進室から連絡をします。

■養育医療

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする1歳未満の赤ちゃんが、指定医療機関で入院治療を受ける場合に、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。医療の給付が必要になった日から30日以内に手続きが必要です。

【問い合わせ】

健康福祉課健康づくり推進室
Tel933-0777